

食品安全委員会第323回会合議事録

1. 日時 平成22年3月11日(木) 13:59～14:40

2. 場所 委員会大会議室

3. 議事

(1) 農薬専門調査会における審議結果について

- ・「ジチアノン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(2) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見について

- ・遺伝子組換え食品等「高オレイン酸含有ダイズ DP-305423-1」に係る食品健康影響評価について

(3) 食品安全モニターからの報告(平成22年1月分)について

(4) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等(平成22年2月分)について

(5) その他

4. 出席者

(委員)

小泉委員長、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、見上委員、村田委員

(事務局)

大谷事務局次長、西村総務課長、北條評価課長、小野勸告広報課長、
酒井情報・緊急時対応課長、新本リスクコミュニケーション官

5. 配布資料

資料1 農薬専門調査会における審議結果について〈ジチアノン〉

資料2 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について
〈高オレイン酸含有ダイズ DP-305423-1〉

資料3 食品安全モニターからの報告(平成22年1月分)について

資料4 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等(平成22年2月分)について

6. 議事内容

◆小泉委員長 少し早いようですが、ただ今から第 323 回食品安全委員会会合を開催いたします。本日は 7 名の委員が出席です。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第 323 回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

◆西村総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。本日の資料は 4 点ございます。

資料 1 「農薬専門調査会における審議結果について〈ジチアノン〉」。

資料 2 「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈高オレイン酸含有ダイズ DP-305423-1〉」。

資料 3 「食品安全モニターからの報告（平成 22 年 1 月分）について」。

資料 4 「『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等（平成 22 年 2 月分）について」でございます。

資料はございますでしょうか。

◆小泉委員長 よろしいでしょうか。

(1) 農薬専門調査会における審議結果について

◆小泉委員長 それでは、議事に入ります。

まず最初に、「(1) 農薬専門調査会における審議結果について」です。本件につきましては、専門調査会から、意見・情報の募集のための評価書（案）が提出されております。

まず、担当委員の廣瀬さんから説明をお願いいたします。

◆廣瀬委員 それでは、「資料 1」の 5 ページに沿って簡単に説明をしたいと思います。

「ジチアノン」は、キノン系、特にアントラキノンに類似した骨格を持つ殺虫剤でありまして、植物酵素の SH 基と不可逆的に結合して菌の代謝経路を阻害し、殺菌作用を示すものでございます。

本剤について農薬抄録及び JMPR 資料を用いて食品健康影響評価を行いました。

毒性につきましては、ジチアノンの投与によりまして、ラットあるいはイヌで貧血など

血液への影響、イヌでは肝細胞肥大や肝臓の酵素の増加など肝臓への影響。マウスで尿管の拡張、ラットで尿管の水腫変性過形成、慢性腎症といったような腎臓への影響が見られまして、より長期の発がん性の試験では、雌ラットで腎細胞腫瘍の増加が認められております。

遺伝毒性試験では、一部の *in vitro* の試験で陽性の結果が見られましたが、発がん標的臓器である腎臓を対象としたコメットアッセイや DNA 共有結合試験を含めた *in vivo* の試験が陰性であるということから、腎腫瘍の発生は、非遺伝毒性メカニズムであって、閾値を設定することは可能と考えられました。

神経毒性、繁殖能に対する影響、催奇形性は認められておりません。

各試験で得られました無毒性量の中で最も小さい値は、ラットを用いた2年間慢性毒性発がん性併合試験の 1 mg/kg 体重/日でありましたので、これを根拠として安全係数 100 で割った 0.01 mg/kg 体重/日を ADI と設定いたしました。

詳しくは事務局から説明をお願いします。

◆北條評価課長 それでは、資料1に沿いまして、補足の説明をさせていただきます。

まず、評価書（案）の3ページの「審議の経緯」を御覧いただきたいと思います。本農薬につきましては、1966年に初回農薬登録をされております。その後、2005年のポジティブリスト制度導入に伴いまして、暫定の残留基準値が設定されております。

今回の評価の要請につきましては、まず2007年7月に、ネクタリンに対します適用拡大に伴う農薬登録申請がございまして、これに基づいて厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請がございました。

また、2008年9月には、とうがらしにつきまして、インポートトランス申請がございまして、評価の追加要請がなされているところでございます。

毒性試験を含めた「安全性に係る試験の概要」につきましては、7ページ以降にまとめられております。

「動物体内運命試験」につきましては、ラットを用いた検討が行われておりまして、血中濃度推移につきましては、7ページの「表1」に示すとおりでございます。Tmax は6時間でございます、α相、β相の二相性の推移を示すということが分かっております。吸収率につきましては、約40%でございました。

8ページ。吸収されますと腎臓、肝臓、血漿。雌におきましては、卵巣に比較的高く分布をするという結果となっております。代謝につきましての検討の結果、ラット体内に

おける代謝経路といたしましては、ジチアノンのジチイン環の開裂、その他1,4-ナフトキノン環の開裂及び抱合化と推察をされてございます。

排泄に関するデータについては、9ページの「表3」を御覧いただきたいと思います。先ほど申し上げたように吸収は4割程度ということで、排泄の方につきましては、尿中に3割程度、胆汁中に1割程度排泄をされ、そのほか、糞中に排泄される結果となっております。

「植物体内運命試験」でございます。11ページ以降にまとめられております。りんご、オレンジ、ほうれんそう、小麦を用いまして、表面に噴霧をした試験成績が提出されておりますが、基本的には可食部への移行が少ない性質を持つものでございます。

毒性試験の成績につきましては、18ページ以降に「急性毒性試験」、他の成績がまとめられております。本農薬の毒性の特徴といたしましては、先ほど廣瀬委員の方から御説明いただいたように、肝臓あるいは腎臓、少し高い濃度になりますと血液などに影響が認められるところでございます。

22ページに、ラットを用いました2年間慢性毒性/発がん性併合試験の成績がまとめられております。23ページの「表14」に記載がございましたように、600 ppmという高い投与量になりますと腎細胞腺腫というものの増加が認められたという結果となっております。

一方、マウスにつきましては発がん性の方は認められておりません。

ラットの試験におきまして、腎細胞腺腫が認められたということで、後ろの方でございますが、28ページの「14. その他の試験」の「(3) 腎発がん機序に関する試験(ラット)」ということで、メカニズム試験についての検討結果がまとめられております。

結果でございますけれども、29ページの一番下に記載がございましたが、腎臓における腫瘍発生率の増加の一因として、細胞毒性に由来する二次的影響であると考えられたという考察がなされているところでございます。

「生殖発生毒性試験」の成績は24から25ページにまとめられております。2世代繁殖試験の成績あるいは発生毒性試験の成績の結果、繁殖能に対する影響あるいは催奇形性は認められなかったという結論となっております。

「遺伝毒性試験」の成績は26から27ページに「表」として結果がまとめられております。in vitroの試験につきましては、一部陽性の結果が出ておりますけれども、in vivoの試験成績につきましてはすべて陰性ということでございます。遺伝毒性に係る考察につきましては、26ページの上の方に詳細に考察が書かれてございますが、最終的にはジチアノ

ンは生体にとって特段問題となる遺伝毒性はないと考えられたという結論となっております。

以上のような成績をもちまして、「食品健康影響評価」につきましては30ページにまとめられております。ADIにつきましては、廣瀬委員から御説明いただいたように、0.01 mg/kg 体重/日と設定するという結論になっております。

本評価書（案）につきましては、本日、委員会終了後、4月9日までの30日間、国民からの御意見・情報の募集に充てたいと考えております。

以上でございます。

◆小泉委員長 ありがとうございます。それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、何か御意見・御質問はございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることといたします。

(2) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見について

◆小泉委員長 それでは、次の議事に移ります。

「(2) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見について」です。

遺伝子組換え食品等1品目に関する食品健康影響評価につきまして、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

事務局から説明してください。

◆北條評価課長 「資料2」に基づいて御説明いたします。高オレイン酸含有ダイズでございます。

3ページの「審議の経緯」に記載がございますように、今回の評価の要請につきましては、2009年4月に、厚生労働大臣から遺伝子組換え食品等の安全性に係る食品健康影響評価について要請がございました。

評価書（案）につきましては、本年2月4日から3月5日まで国民からの御意見・情報の募集を行いました。

結果でございますが、最後のページに記載がございますように、期間中に、御意見・情報はございませんでした。

したがって、専門調査会の評価結果をもちまして、関係機関に通知をしたいと考え

ております。

以上でございます。

◆**小泉委員長** ありがとうございます。それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問等がございましたら、お願いいたします。

ありませんか。

それでは、本件につきましては、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち、「『遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準』に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断される。」ということによろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

（３）食品安全モニターからの報告（平成 22 年 1 月分）について

◆**小泉委員長** それでは、次の議事に移ります。

「（３）食品安全モニターからの報告（平成 22 年 1 月分）について」です。事務局から報告してください。

◆**小野勸告広報課長** それでは、「資料 3」に基づきまして、御報告いたします。「食品安全モニターからの報告（平成 22 年 1 月分）について」でございます。

1 月は、全部で 20 件でございました。詳細につきましては 2 ページ目以降にございます。まず、リスク関係で 6 件いただいております。1 つ目が消費者教育の必要性について。2 つ目は、「食品安全委員会」の文字が見当たらない教科書が多く、全国の小中学生、高校生に対して周知があまりできていないのではないかという御意見。それから、食の安全・安心と一般消費者の地域学習ということで、地域でも科学的知見に基づいた学習会をしてもらいたいという御意見でございます。

食品安全委員会からのコメントでございます。リスクコミュニケーション活動につきましては、積極的に取り組んでいるところであり、この一環として今年度は中学校の技術・家庭科で使える副読本を調査事業の中で作成しております。この 3 月末にも完成予定となっております。出来上がり次第、モニターの皆様にもお配りする予定でございますので、是非御活用ください。

DVD ソフトにつきましては、今年度は 2 つのものを新たに作成してございます。「気に

なる食品の安全性～みんなで学ぼうリスク分析～」と「食品安全の基礎知識 クイズで学ぶリスク評価」の2本でございます。DVDにつきましては、当委員会のホームページでも御覧いただくことができます。また、貸出しも行っておりますので、勉強会にも御活用ください。

また、子ども向けの事業といたしまして、「ジュニア食品安全委員会」を開催しております。今年度につきましては東京のみならず、地方公共団体と連携しながら地方都市でも開催しております。さらに、地方公共団体あるいは教育機関等から依頼を受けて、食品安全委員会の委員又は事務局職員を講師として派遣し、情報提供を行っております。今後ともより効果的なリスクコミュニケーションとなるよう取り組みたいと考えております。

次に、「リスクコミュニケーター育成講座（インタープリター型）に参加して」ということで御意見をいただいております。インタープリター型の育成講座につきましては、リスク評価の結果など科学情報を分かりやすく説明できる人材を育成するという目的で行っているところでございまして、受講後は情報や意見交換をするリスクコミュニケーションの推進に御尽力・御協力いただくということになってございます。

今後は、本講座の受講生の協力をいただきながら、地域におけるリスコミの推進、あるいは、リスクコミュニケーションが地域においても自立的に展開できるよう支援を行ってまいりますということでございます。

4 ページ。食の安全で問題になった食品のその後の情報について提供していただきたいということ、残留農薬の報道の在り方についての御意見でございます。

食品安全委員会では、プレスリリースなどを報道発表しておりますが、積極的にマスメディアの関係者に配布して、情報提供を行っているところでございます。そのほか、マスメディアの関係者との勉強会などを時機に応じて実施しているところでございます。

また、ホームページ、メルマガ、季刊誌、あるいは先ほど申し上げました DVD ソフトなどを作成しております、これを通じて情報提供を行っております。意見交換会につきましては、地方公共団体と共催で開催したり、あるいは形式も講演方式だけではなくて、ワークショップ方式によるものも適宜開催しているところでございます。こういった工夫を重ねながら、より効果的なリスコミの推進に努めてまいりたいと思っているところでございます。

5 ページ。BSE の関係で1件いただいております。OIE による牛肉の輸出入の月齢撤廃についての御意見でございます。

OIE の決定につきましては、昨年6月4日の食品安全委員会におきまして、リスク管理

機関から報告を受けたところでございます。また、これにつきましては、更に情報収集を行い、適切に対応するようリスク管理機関に要請をしているところでございます。

BSEにつきましては非常に重要な案件でございますので、国民の食の安全を確保する観点から今後とも OIE の動向に注視してまいりたいと思っております。また、仮に、今後、OIE 基準を踏まえた牛肉の輸入条件の見直しに関し、リスク管理機関から食品安全委員会に評価要請されることとなった場合には、最新の科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に審議を行うこととしているところでございます。

これにつきましては、厚生労働省、農林水産省からもコメントをいただいております。

6 ページ。化学物質・汚染物質の関係で 2 件。1 つ目はトランス脂肪酸の関係についての御意見でございます。国内の基準を整備して、多くの人たちがトランス脂肪酸を理解し、食生活の見直しができるようにしてほしいというものでございます。

トランス脂肪酸につきましては、食品安全委員会として、平成 17 年、18 年に調査を行っております。その結果として、WHO/FAO の報告書で目標とされている 1 日当たり総エネルギー摂取量の 1 % 未満を下回るということでございます。日本人の一般的な食生活の中では、トランス脂肪酸の摂取量は少ないと考えられますが、脂肪の多い菓子類や食品の食べ過ぎなど、偏った食事をしている場合は注意が必要ですよということでございます。

また、トランス脂肪酸につきましては、自ら評価の案件候補の 1 つとして、先ごろまで国民からの意見・情報の募集を行ったところでございます。今後、意見の結果を踏まえまして、自ら評価の実施を決定するということとしております。

7 ページ。消費者庁からもトランス脂肪酸につきまして、コメントをいただいております。先ごろ、今後の取組方針を取りまとめたということで、その関連資料のリンクを掲示しております。

7 ページの下。養殖場での環境ホルモンの使用について、ハマチの養殖場でトリブチルスズという使用禁止の防虫剤が使われたことに対して、行政は厳しく調査・指導をするように期待するという御意見でございます。これにつきましては農林水産省からコメントをいただいております。

8 ページ。食品衛生管理関係は全部で 5 件です。まず、最初はふぐの調理師免許について、現在もなお、ふぐ毒による食中毒の発生が報告されており、この免許を国内で統一した資格とする法律の整備が必要であるという御意見でございます。これにつきましては、厚生労働省からコメントをいただいているところでございます。

9 ページ。輸入食品の安全性について、いろいろな食品がどのような状態で輸入されて

いるのか明確にしてほしいという趣旨の御意見でございます。これにつきましては厚生労働省からコメントをいただいております。我が国に輸入される食品等の安全性を確保するための措置について書いてございます。

10 ページ。食品の陳列方法について、パンや惣菜は、身近な場所に覆いやカバーもなく陳列されているというケースがスーパーマーケットで見られるという御意見でございます。これに関しては厚生労働省からコメントをいただいております。

そのほか2件、メラミンの混入乳製品の再流通について、ノロウイルス感染症における早期診断の重要性についてということで2件いただいております。これについては関係行政機関に回付しているところでございます。

11 ページ。その他で6件いただいております。最初は食べ物の窒息事故及びその周知について、窒息事故につきましては、多角的な視点から包括的な周知の仕方をお願いしたいという御要望でございます。

当委員会からのコメントですが、食品による窒息事故に関しましては、ワーキンググループを昨年5月に設置し、そこで食品健康影響評価を進めているところでございます。

この審議につきましては、今後、国民からの意見・情報の募集を経て、食品安全委員会として評価結果を取りまとめることとしており、それを踏まえた上で消費者庁に答申するという事になっております。

こんにゃく入りゼリーに限らず、もち、パン、菓子類等々の食品を原因とした窒息事故が子どもや高齢者を中心に発生しているところでございますが、この事故を防止するためには、子ども、高齢者の摂食に関する注意喚起を行うことが重要でございます。

当委員会のホームページにおきましても、情報提供を行っておりまして、具体的には、「食べ物は食べやすい大きさにして、よく噛んで食べる。」、「食事の際は、なるべく誰かがそばにいて注意して見ている。」といった窒息事故を防ぐための必要な情報、応急措置等を掲載しておりますので、是非御覧くださいということでございます。

12 ページ。日本と中国の食品安全の推進について御意見をいただいております。当委員会からのコメントですが、中国製の輸入食品に係る事案の続発により、消費者の食の安全性に関する懸念が著しく高まったということ踏まえ、20年11月に、関係府省庁による消費者安全情報総括官会議におきまして、「輸入食品等の安全・安心の確保策について」の申合せを行いました。

この申合せの中で、食品安全委員会につきましては、輸入食品に関する危害要因についての科学的知見の収集提供や輸入食品に含まれる可能性のある添加物、農薬等のリスク評

価を実施することとされております。

引き続き、関係府省庁間の緊密な連携を図り、政府が一体となって対応していくことが重要と考えておりますということでございます。

最後に4件。日本の農業について。食肉と健康を考えるシンポジウムに参加しての感想。食品表示診断力についての御意見。最後は、食品と医薬品との摂取時の相性について。この4件をいただいておりますけれども、いずれも関係行政機関に回付しているところでございます。

説明は以上でございます。

◆**小泉委員長** ありがとうございます。それでは、ただ今の報告内容あるいは記載事項につきまして、御質問がございましたらお願いいたします。どうぞ。

◆**野村委員** 1番目のリスクコミュニケーション関係の3ページの上の方に、地方公共団体などの依頼を受けてというところがあります。私もこの地方公共団体主催のリスクミに参加したことがあるのですが、主催者側は食品安全委員会の協力を得られることは大変いい制度であると。なぜかと言うと講師を探す手間とか安く上がるのと同時に、参加者から食品安全委員会が来るということで大変その信頼性を得られるというコメントがありました。私は大変いいことだと思うのですが、全体を精査したわけではないのですけれども、何となく開催する地方公共団体が偏っているというか、一部分だけであるような気がするのですけれども、食品安全委員会がこういうことに協力をするよという周知はどのように行われているのでしょうか。

◆**新本リスクコミュニケーション官** 講師派遣といった対応につきましては、毎年、年度初めに今年度の食品安全委員会はこの活動をしますよということで、各自治体に御案内をしております、そこで御説明をするのが1つ。

もう1つ、昨年もありましたけれども、11月くらいに全国食品安全連絡会議と申しまして、都道府県や自治体の方にお集まりいただきまして、そのときに我々がやっている取組について御紹介して、講師派遣についても御案内して、また、他県でこういうことをやっているということも御案内しながら、できるだけそういうことに対応していただくような情報を提供しているところでございます。

◆野村委員 分かりました。割と容易にできる地域でのリスコミだと思いますので、より積極的に働き掛けを行っていただきたいと思います。

◆小泉委員長 委員も呼ばれていくことがあります、結構偏っているような気がします。県によって2回行ったりする場合もあれば、全く行かない県もありますが、同じように声掛けをされていても、なかなか応じない県もあるということですか。

◆新本リスコミュニケーション官 逆に言えば、熱心な県はたくさんやりますので、どうしてもそういうところに偏るのが事実でございますけれども、私たちがブロック単位での集まりがあったときに、今までやったことのない県に対してはお声掛けをして、できるだけ初めてのところに対して積極的に対応するようにお願いしまして、今年度もある県はそういうお声掛けの成果で、県として委員会と共催で意見交換会をやったという県も出てきておりますので、そういう取組を引き続きやっていきたいと思います。

◆野村委員 大変でしょうけれども、よろしく願いいたします。

◆小泉委員長 外に何か御意見はございますか。
よろしいでしょうか。

(4) 『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等（平成22年2月分）について

◆小泉委員長 それでは、次の議事に移ります。「(4) 『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等（平成22年2月分）について」です。事務局から報告してください。

◆小野勸告広報課長 それでは、「資料4」に基づきまして、御報告いたします。「『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等（平成22年2月分）について」でございます。

問い合わせの件数でございますけれども、2月は48件ございました。内訳は「表」に書いているとおりでございます。食品安全委員会の関係で8件、食品の安全性の関係で10件、食品一般関係で28件、その他2件となっております。

主な件数は、2ページ目に書いてございます。22年2月は、大豆イソフラボンに関する質問が6件でございます。大豆イソフラボンを過剰に摂取した場合の影響はどうかといったような質問が中心でございました。それを含めて全部で48件ということでございます。

3 ページ。「(3) 問い合わせの多い質問等」ということで、今月は2つ用意してございます。1つ目は、食品安全委員会が実施している食品健康影響評価に用いる実験データなどは、どのようにして得るのでしょうかということでございます。

リスク評価につきましては、リスク管理機関からの要請を受けて行うものと、食品安全委員会が自らの判断で行う自ら評価と2種類ございますが、分野ごとに食品安全委員会によって食品健康影響評価の基準が定められており、評価基準に基づいて中立公正な立場で厳正なリスク評価が行われているところでございます。

まず、要請に基づくリスク評価の場合、要請した機関から提出されたデータを整理して、これを基に評価を行うということが国際的にも原則となっているところでございます。評価に当たっては、専門調査会においてデータの信頼性などを検討して、必要な場合は、リスク管理機関に追加のデータを出すよう求めることになっております。

また、動物実験等を行う場合には、安全性試験を適切に実施し、データの信頼性、中立性を確保するため、優良試験所基準（GLP 基準）というものが定められており、農薬あるいは食品添加物の実験データは、この基準を満たしたテスト機関で定められた手順によって行うことが求められております。

また、自ら評価の場合につきましては、審議の際に、第三者機関に委託して行った研究事業や調査事業の結果、あるいは収集整理を行った国内外の科学論文といったもののほか、評価案件に応じて食品安全委員会が独自に集めた様々なデータを基に、リスク評価を行っているところでございます。

例といたしまして、次の Q&A でも紹介しますが、「BSE が発生していない国を対象とした、我が国に輸入されている牛肉、牛内臓のリスク評価」においては、評価対象国に対し、必要な調査事項を質問票として送付し、それに対する回答をいただて得た情報に加え、当委員会が独自に各国の関係法令や関連する貿易統計、最新科学論文などを調査・収集して、データの信頼性を確保した上で評価を行ったということでございます。

次の Q&A は、先ほど申し上げました牛肉、牛内臓に係る食品健康影響評価8か国分について、その審議結果が先ごろ出されました。その内容、評価はどのような趣旨の評価なのか教えてくださいというものでございます。

このリスク評価は、「米国、カナダ産以外の輸入牛肉についてもリスク評価を実施して、可能な限り輸入牛肉等のリスクを明らかにする必要がある」という消費者からの要望を踏まえまして、委員会自らの判断によりまして、食品健康影響評価を行ってまいりました。

これまで BSE が見つからない国で、平成 15 から 18 年度に輸入実績があった 14 か

国と他の家畜伝染病の関係で我が国への牛肉等の輸入が停止されている韓国、この15か国を対象といたしまして、リスク評価を行って、このうち8か国についてその結果を取りまとめたところでございます。

今回の評価では、BSE発生国から輸入された生体牛や肉骨粉が各国で家畜用飼料に使用された可能性、飼料規制の状況、特定危険部位の利用実態、更に食肉処理工程でのリスク低減措置の有効性などを検討しまして、リスクを評価したところでございます。

その結果、8か国につきましては、いずれの国も「我が国に輸入される牛肉等がBSEプリオンに汚染されている可能性は無視できると考えられる」という結論を出したところでございます。

これにつきましては、東京と大阪で意見交換会を実施し、その結果はホームページでも掲載しております。リスク評価の詳細な結果については、同じく5ページにリンクを載せているところでございます。また、今月末に発行予定の季刊誌『食品安全 vol.22』におきまして、特集記事を掲載することになっております。

ご報告は以上でございます。

◆**小泉委員長** ありがとうございます。ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問はございますでしょうか。

よろしいですか。

では、ほかに議事はございますか。

◆**西村総務課長** ほかにはございません。

◆**小泉委員長** それでは、本日の委員会の議事はすべて終了いたしました。

次回の委員会会合につきましては、3月18日（木曜日）14時から開催を予定しております。

明日3月12日（金曜日）10時から「肥料・飼料等専門調査会」が公開。

来週3月15日（月曜日）10時30分から「かび毒・自然毒等専門調査会」が公開。

同日14時から「新開発食品専門調査会」が非公開。

3月16日（火曜日）13時30分から「農薬専門調査会幹事会」が公開。

引き続き、16時から「農薬専門調査会確認評価第三部会」が非公開でそれぞれ開催される予定となっております。

食品安全委員会では、「食品添加物」や「農薬」といったテーマを取り上げた DVD をこれまでに 7 本作成し、無料で貸出しを行っているところですが、この度、新たに 2 本作成いたしましたして、貸出しを開始いたしました。

タイトルは、「気になる食品の安全性～みんなで学ぼうリスク分析～」と「食品安全の基礎知識 クイズで学ぶリスク評価」です。

貸出しのお申し込み用紙は、食品安全委員会のホームページに掲載しておりますほか、本会場の隣の展示コーナーにも用意しております。

また、これら 9 本のうち、新作の 2 本を含めた 6 本の DVD につきましては、食品安全委員会のホームページの「映像配信」からも御覧いただけますので、是非御利用いただければと思います。

以上をもちまして、食品安全委員会第 323 回会合を閉会といたします。

どうもありがとうございました。